

川崎町結婚新生活支援補助金について

低所得者の婚姻に伴う新生活を支援するため、これから結婚し川崎町に住む世帯に対して住居費と引越費用の一部を助成します。

対象世帯

- 平成 28 年 5 月 1 日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦
- 夫婦の合計所得が 300 万円未満
- 対象となる住居が川崎町内
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていない
- 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがない
- 対象者やその世帯構成員に町税・住宅使用料等の滞納がない

対象費用

- 住居費
物件購入や賃借する際に要した費用
- 引越費用
引越業者または運送業者等に支払った費用

※住居費と引越費用を合わせて上限が 18 万円です。

申請書類

- 川崎町結婚新生活補助金交付申請書
- 所得証明書
- 物件の売買契約書または賃貸借契約書
- 引越しに係る領収書
- 貸与型奨学金の返還額がわかる書類・住宅手当支給証明書
- そのほか、必要と認める書類

助成期間・申請及び問い合わせ先

- 助成期間
平成 29 年 2 月 28 日まで
- 申請及び問い合わせ先
企画情報課 企画係 72-3000 (内線 301)